

島田市畑作転換による農地の形状変更に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、畑作転換による農地の形状変更に関し必要な事項を定め、当該形状変更が適正に行われるよう指導することにより、優良農地の確保及び近傍農地等の被害の防止を図り、農地の有効活用及び農業生産力の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。

(2) 形状変更 耕作をする目的で農地に盛土を行い形状を変更するもので、農地法第4条第1項に規定する農地転用に該当しないものをいう。

(事業主体)

第3条 形状変更を行う事業主体は、当該農地の所有者及び耕作者（農地法又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する耕作目的の貸借権のあるものに限る。）とする。

(形状変更の施行基準)

第4条 形状変更は、次の各号に掲げる基準により施行するものとする。

(1) 盛土する目的が耕作のためであって、盛土後において耕作の用に供すること。

(2) 盛土する高さは、耕土部分を含めて50センチメートルまでとし、周囲の道路の高さを限度とすること。ただし、水はけを良くする必要があるなど、形状変更後の耕作に必要であると判断できる場合には、この限りでない。

(3) 耕土は、30センチメートル以上を確保することとし、10センチメートル以上の礫^{れき}が含まれていないもので、盛土後は農地全体が耕された状態とすること。

(4) 隣接する土地の所有者（隣接地が農地で小作地の場合は、耕作者を含む。）、水利組合等の承諾を届出前に得ること。

(5) 農地が土地改良事業等の受益地の場合は、届出前に当該土地改良区等と協議を行うこと。

(6) 盛土に伴い土砂、雨水等が周辺農地、道路等に流出することのないように適切な措置をとること。

(7) 盛土に伴い周辺農地の営農に支障が生じないよう用排水の確保その他適切な措置をとること。

(8) 水田が連たんした区域では、その端部以外では盛土を行わないこと。ただし、形状変更を行う農地が既に耕作放棄されている等、今後水田としての利用が見込めない場合で、形状変更によって現状よりも農地としての適切な管理が可能であると判断されるときは、この限りでない。

(9) 工事期間は、3か月以内とすること。

(10) 盛土に使用する土は、耕作に適した土で廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物）が混入していないこと。

(11) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法その他の関係諸法令を遵守すること。

(12) 形状変更に伴う土砂の搬入及び整地を事業主体以外の者に委託する場合は、前各号の基準を説明し、及び承諾を得ること。

（形状変更の届出）

第5条 事業主体は、形状変更の工事に着手しようとするときは、当該工事の着手前に形状変更届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて島田市農業委員会（以下「委員会」という。）に提出し、委員会の同意を得るものとする。

(1) 届出に係る農地（以下「届出地」という。）及びその周辺の分かる図面

(2) 届出地の公図の写し

(3) 届出地の土地の登記事項全部証明書

(4) 形状変更計画に係る平面図

(5) 形状変更計画に係る縦横断面図

(6) 土の採取場所から届出地までの搬入経路図

(7) 形状変更後の耕作管理計画書

(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

（形状変更の同意等）

第6条 委員会は、前条の規定による届出があったときは、書類審査及び現地審査並びに届出地を担当する農業委員の意見聴取を行い、委員会の総会（以下単に「総会」という。）において、届出の内容が第4条各号に適合することを審査する。

2 委員会は、前項の結果に基づき、事業主体に対し同意通知書（様式第2号）又は不同意通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（工事の着手等）

第7条 事業主体は、前条第2項の同意通知書を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

2 前条第2項の同意通知書を受けた事業主体は、速やかに工事に着手し、届出書に記載した期間内に工事を完了し、作付けを開始するものとする。

（完了報告）

第8条 事業主体は、工事が完了し、作付けを開始した場合には、事業完了届出書（様式第4号）を速やかに委員会に提出するものとする。

（計画変更の届出）

第9条 事業主体は、第6条第2項の同意通知書を受けた後に形状変更の計画を変更する場合には、形状変更計画変更届出書（様式第5号）を委員会に提出するものとする。

2 形状変更計画変更届出書に添付する書類は、第5条各号に掲げる書類のうち、変更箇所に係る書類とする。

（計画変更の同意）

第10条 委員会は、前条の規定による届出があったときは、書類審査及び現地審査並びに届出地を担当する農業委員の意見聴取を行い、委員会の総会において、届出の内容が第4条各号に適合することを審査する。

2 委員会は、前項の結果に基づき、事業主体に対し形状変更計画変更同意通知書（様式第6号）又は形状変更計画変更不同意通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（形状変更の中止）

第11条 事業主体は、第6条第2項の同意通知書又は前条第2項の計画変更同意通知書を受けた後に形状変更を中止しようとするときは、計画中止届出書（様式第8号）を委員会に提出するものとする。

（届出後の指導等）

第12条 委員会は、届出に対する同意後も必要に応じて現地調査を行い、届出の計画に従い工事及び耕作が行われるよう指導し、計画どおりに実行されない場合は事業主体に対し理由書及び計画変更届出書の提出を求めるものとする。

2 形状変更が行われた農地については、作付けの開始後3年間は農地として利用し、農地転用を行わないこととする。ただし、真にやむを得ない理由があり、形状変更が当初より農地転用を目的としたものでないと判断できる場合は、この限りでない。

（事業主体の責務）

第13条 事業主体は、形状変更に伴い周辺の農地、農作物、道路、水路等について損害を与えた場合又は第三者との間に紛争を生じた場合においては、誠意と責任をもってその解決に当たるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員会及び事業主体が協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

形状変更届出書

年 月 日

島田市農業委員会

次の農地について、畑作転換による形状変更をしたいので、届け出ます。

1 届出地

土地の 所在地番	地目		届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)	土地改良区 受益地確認	農業用水の 継続利用
	台帳	現況				
					確認した ☐ (受益地・受益地外)	希望 する ☐ しない ☐
					確認した ☐ (受益地・受益地外)	希望 する ☐ しない ☐
計	筆		㎡			

2 形状変更しようとする理由（具体的に記入してください。）

3 農地利用の種類（例：茶畑、柿畑、みかん畑、普通畑等）

4 土留方法 法面施工 ・ 擁壁設置 （該当に○）

5 盛土について

土質		高さ	cm
土の採取場所の所在地番			
盛土工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
盛土工事に要する費用	円		
盛土工事方法	届出人本人が行う ・ 外部委託		

6 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
永久 ・ 半永久

7 隣接土地所有者・耕作者への説明状況

隣接土地所有者 耕作者への説明	済	未	説明予定日	年 月 日
隣接土地所有者 耕作者からの意見	なし	あり	内容・対応	

8 確約事項（必ず届出人が内容を確認の上、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 盛土には、耕作に適した土を使用し、一般廃棄物・産業廃棄物等、不要物は搬入しません。
- ☐ 表土は、30cm以上であり、盛土完了時はトラクター・耕運機等で耕した状態とします。
- ☐ 建設残土等の処理を目的とした嵩上げではありません。
- ☐ 作付け完了後は、速やかに事業完了届出書を農業委員会に提出します。
- ☐ 事業完了後は、必ず届出人が農地として管理し、耕作以外の目的には使用しません。
- ☐ 隣接地土地所有者・耕作者に対し、事業内容について説明し、同意を得ております。
- ☐ 周辺農地の営農の支障にならないよう措置を講じ、事業によって周辺農地等に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、責任をもって当事者間で解決します。
- ☐ 静岡県盛土条例に基づき、しかるべき手続を行います。
- ※転換面積1,000㎡以上又は盛土に用いる土砂等の量が1,000㎡以上の場合のみ
- ☐ 届出内容の用に供しないときは、事業の停止及び届出人自らが農地の原状回復に努めます。

届出人（土地所有者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

届出人（耕作者）（耕作者がいる場合に限る。）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

9 承諾（土の搬入を委託する場合は、盛土施工業者が内容を確認し、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 盛土には、耕作に適した土を使用し、一般廃棄物・産業廃棄物等、不要物は搬入しません。
- ☐ 表土は、30cm以上であり、盛土完了時はトラクター・耕運機等で耕した状態とします。
- ☐ 建設残土等の処理を目的とした嵩上げではありません。
- ☐ 土の搬入に当たり、周辺農地の営農の支障にならないよう措置を講じ、事業によって周辺農地等に損害を与えた場合及び事業による紛争が生じた場合は、責任をもって解決に当たります。

盛土工事を請負に当たり、上記内容を承諾します。

住 所

名 称



電話番号

同意通知書

島農委畑転第 号
年 月 日

様

島田市農業委員会
会長 印

令和 年 月 日付けで届出のあった下記の農地について、島田市畑作転換による農地の形状変更に関する指導要綱第 4 条に規定する基準に適合しているため、同意しましたので通知します。

記

- 1 形状変更届「同意年月日」： 年 月 日
- 2 形状変更届「受理番号」： ー
- 3 畑地利用状況：
- 4 形状変更届「土地情報」

届出地	台帳地目	現況地目	届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)
合計：			筆	㎡

- 5 条件 周辺農地に支障のないようにすること。
官地幅を存置すること。
盛土高は、届出の高さ以内にすること。
隣接する水路へ届出地内の土が流出しないようにすること。

- ◎事業完了時には、事業完了届出書の提出をお願いします。
事業完了届出書に添付する写真は、作物が植えてある写真を添付してください。
- ◎同意通知書を受けた後に計画を変更する場合には、形状変更計画変更届出書（様式第 5 号）をご提出ください。
- ◎同意通知書を受けた後に計画を中止する場合には、計画中止届出書（様式第 8 号）をご提出ください。

不同意通知書

島農委畑転第 号
年 月 日

様

島田市農業委員会
会長 印

令和 年 月 日付けで届出のあった下記の農地について、島田市畑作転換による農地の形状変更に関する指導要綱第 4 条に規定する基準に適合しないため、不同意となりましたので通知します。

記

- 1 形状変更届「不同意年月日」： 年 月 日
- 2 形状変更届「受理番号」： ー
- 3 畑地利用状況：
- 4 形状変更届「土地情報」

届出地	台帳地目	現況地目	届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)
合計：			筆	㎡

事業完了届出書

年 月 日

島田市農業委員会

届出人（土地所有者）

住 所

氏 名

電話番号

届出人（耕作者）（耕作者がいる場合に限る。）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで畑作転換による形状変更の届出をした農地について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 届出農地（所在地番、地目）

所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		台帳	現況		

2 転換面積

合計 筆、 ㎡

3 畑作利用状況

裏面に続く

1 記載に当たっての注意事項

畑作利用状況は、詳細に記載し、記載事項を証明できる写真を添付すること。
なお、埋土工事が当初計画どおり進捗していない場合（遅延又は未着手）は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。

2 提出に当たっての留意事項

- (1) 本報告は、第1回を承認日から3か月後に、その後半年ごとに報告し、完了した場合には、完了報告として提出すること。
- (2) 本報告は、正本（本書）を島田市農業委員会に提出すること。

*** 現 況 写 真 添 付**

**畑となった写真（作物が植えてある状態の写真）
を添付してください。**

赤いペンにて届出農地を点線にて囲む。

形状変更計画変更届出書

年 月 日

島田市農業委員会

年 月 日付け畑転受付第 号により同意を受けた畑作転換による形状変更計画について、次のとおり変更をしたいので、届け出ます。

1 届出地

土地の 所在地番	地目		届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)	土地改良区 受益地確認	農業用水の 継続利用
	台帳	現況				
					確認した ☐ (受益地・受益地外)	希望 する ☐ しない ☐
					確認した ☐ (受益地・受益地外)	希望 する ☐ しない ☐
計	筆		㎡			

2 計画変更しようとする理由（具体的に記入してください。）

3 農地利用の種類（例：茶畑、柿畑、みかん畑、普通畑等）

当初計画：

変更後計画：

4 盛土について

	当初計画	変更後計画
土質		
高さ	cm	cm
土の採取場所の所在地番		
盛土工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
盛土工事に要する費用	円	円
盛土工事方法	本人 ・ 外部委託	本人 ・ 外部委託
土留方法	法面施工 ・ 擁壁設置	法面施工 ・ 擁壁設置

6 変更後の利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
永久 ・ 半永久

7 変更後計画に関する隣接土地所有者・耕作者への説明状況

隣接土地所有者 耕作者への説明	済	未	説明予定日	年 月 日
隣接土地所有者 耕作者からの意見	なし	あり	内容・対応	

8 確約事項（必ず届出人が内容を確認の上、□にチェックを入れてください。）

- ☐ 盛土には、耕作に適した土を使用し、一般廃棄物・産業廃棄物等、不要物は搬入しません。
- ☐ 表土は、30cm以上であり、盛土完了時はトラクター・耕運機等で耕した状態とします。
- ☐ 建設残土等の処理を目的とした嵩上げではありません。
- ☐ 作付け完了後は、速やかに事業完了届出書を農業委員会に提出します。
- ☐ 事業完了後は、必ず届出人が農地として管理し、耕作以外の目的には使用しません。
- ☐ 隣接地土地所有者・耕作者に対し、事業内容について説明し、同意を得ております。
- ☐ 周辺農地の営農の支障にならないよう措置を講じ、事業によって周辺農地等に損害を与えた場合及び紛争が生じた場合は、責任をもって当事者間で解決します。
- ☐ 静岡県盛土条例に基づき、しかるべき手続を行います。
- ※転換面積1,000㎡以上又は盛土に用いる土砂等の量が1,000㎡以上の場合のみ
- ☐ 届出内容の用に供しないときは、事業の停止及び届出人自らが農地の原状回復に努めます。

届出人（土地所有者）

住 所

氏 名



電話番号

届出人（耕作者）（耕作者がいる場合に限る。）

住 所

氏 名



電話番号

9 承諾（土の搬入を委託する場合は、盛土施工業者が内容を確認し、□にチェックを入れてください。）

☐ 盛土には、耕作に適した土を使用し、一般廃棄物・産業廃棄物等、不要物は搬入しません。

☐ 表土は、30cm以上であり、盛土完了時はトラクター・耕運機等で耕した状態とします。

☐ 建設残土等の処理を目的とした嵩上げではありません。

☐ 土の搬入に当たり、周辺農地の営農の支障にならないよう措置を講じ、事業によって周辺農地等に損害を与えた場合及び事業による紛争が生じた場合は、責任をもって解決に当たります。

盛土工事を請負に当たり、上記内容を承諾します。

住 所

名 称



電話番号

形状変更計画変更同意通知書

島農委畑転第 号
年 月 日

様

島田市農業委員会
会長 印

令和 年 月 日付けで届出のあった下記の農地について、島田市畑作転換による農地の形状変更に関する指導要綱第 4 条に規定する基準に適合しているため、同意しましたので通知します。

記

- 1 形状変更計画届「同意年月日」： 年 月 日
- 2 形状変更計画変更届「受理番号」： ー
- 3 畑地利用状況：
- 4 形状変更計画変更届「土地情報」

届出地	台帳地目	現況地目	届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)
合計：			筆	㎡

- 5 条件 周辺農地に支障のないようにすること。
官地幅を存置すること。
盛土高は、届出の高さ以内にすること。
隣接する水路へ届出地内の土が流出しないようにすること。

◎事業完了時には、事業完了届出書の提出をお願いします。
事業完了届出書に添付する写真は、作物が植えてある写真を添付してください。
◎同意通知書を受けた後に計画を中止する場合には、計画中止届出書（様式第 8 号）をご提出ください。

形状変更計画変更不同意通知書

島農委畑転第 号
年 月 日

様

島田市農業委員会
会長 印

令和 年 月 日付けで届出のあった下記の農地について、島田市畑作転換による農地の形状変更に関する指導要綱第 4 条に規定する基準に適合しないため、不同意となりましたので通知します。

記

- 1 形状変更計画変更届「不同意年月日」： 年 月 日
- 2 形状変更計画変更届「受理番号」： ー
- 3 畑地利用状況：
- 4 形状変更計画変更届「土地情報」

届出地	台帳地目	現況地目	届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)
合計：			筆	㎡

計画中止届出書

年 月 日

島田市農業委員会

届出人（土地所有者）

住 所

氏 名

印

電話番号

届出人（耕作者）（耕作者がいる場合に限る。）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け畑転受付第 号により同意を受けた畑作転換による形状変更について、計画を中止するので、次のとおり届け出ます。

1 届出地

届出地	台帳地目	現況地目	届出面積 (㎡)	登記簿面積 (㎡)
合 計：			筆	㎡

2 計画を中止する理由